

平成23年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成23年3月13日（日曜日） 午後 1時00分開議

第 1 平成23年度教育行政執行方針

第 2 一般質問

○出席議員（8名）

1番 西原 央 騎 君	2番 本 多 夕紀江 君
3番 東海林 繁 幸 君	4番 村 山 義 明 君
5番 星 川 三喜男 君	6番 柳 澤 雅 宏 君
7番 藤 田 首 健 君	8番 石 神 忠 信 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	小 林 生 吉 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
産 業 建 設 課 主 幹	山 内 功 君
保 健 福 祉 課 長	石 川 篤 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君
教 育 次 長	柴 田 弘 君
教 育 委 員	内 田 貞 代 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国 保 病 院 事 務 長	青 木 彰 君
国 保 病 院 事 務 次 長	長 尾 享 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
こ ども 館 館 長	平 中 静 江 君
こ ども 館 次 長	遠 藤 美 代 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 和 田 行 雄 君

議 会 事 務 局 書 記 田 辺 め ぐ み 君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午後 1時00分）

◎平成23年度教育行政執行方針

○議長（石神忠信君） 日程第1、平成23年度教育行政執行方針を行います。

教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。

米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 平成23年第1回中頓別町議会定例会の開会に当たり、中頓別町教育委員会の所管行政にかかわる主要な方針について申し上げます。

昨今は、少子高齢化、国際化、高度情報化や変革・混迷する社会情勢の中で、教育を取り巻く情勢は大きく変化してきており、特に教育3法の改正などに伴い新たな教育に向けた取り組みがますます求められております。

こうした変化の中で、生じる新たな教育課題に対応しながら、これからの時代を担う子供たちの健やかな成長をはぐくむために、子供たちの基礎・基本的な学力の向上を初め、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、地域に根差した創意工夫に富んだ教育の推進に努めてまいります。

また、中頓別町の豊かな自然や文化、地域の特色を生かした多様な学習機会の提供や町民の皆さんが生涯にわたってみずからを高め、互いに学び合うことができ健康で充実した生活を送ることができる教育環境づくりに努めてまいります。

これからの教育は、個々の課題への適正な対応に加え、子供から高齢者までのそれぞれの時期に応じ、家庭・学校・地域など社会を挙げて教育に取り組むことが重要視されていることから、家庭・学校・地域との連携を深めながら、さまざまな教育課題やさまざまな支援に関する課題に取り組み、教育委員会活動のさらなる活性化に向けて努力してまいります。

次に、主な施策について申し述べます。

<幼児教育>

幼児教育の推進につきましては、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、基本的な生活習慣を初め、さまざまな体験を通して幼児期にふさわしい知育、体育の発達に努めるなど、小学校以降における生きる力の基礎をはぐくむ必要があります。

そのため、昨年度は幼児教育と学校教育との連携を円滑に行うため、中頓別町の教育の一元化に向けた庁内検討委員会を設置し、調査検討を行ってまいりました。

園児・児童・生徒の発達段階に応じた一貫性のある取り組みや、生活指導などを通じて、子供の学力と生活力の向上を図るため、本年度からは、こども館と教育委員会の連携を強

化し、「認定こども園」から「小学校」へ、「小学校」から「中学校」へと中頓別町の子供の教育を連携し、子供たちへのよりよい環境づくりに努めてまいります。

<学校教育>

学校教育の推進につきましては、学習指導要領の改訂趣旨を踏まえ、「知・徳・体」の調和のとれた発達促進に努め「生きる力」の育成を目指しており、いよいよ小学校では本年度から新教育課程による教育活動が始まり、中学校では移行期間の最終年度となります。

各学校では創意工夫と新学習指導要領を考慮した教育課程を編成し、それぞれの教育目標に沿った特色ある学校づくりに努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、学習意欲を基盤とした基礎的・基本的な知識と技能を習得し、それらを活用してさまざまな問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力をはぐくむことが求められております。

そのため、これまでの全国学力・学習状況調査の結果を多面的に分析・検証を行い基本的な生活習慣、学習意欲、学習習慣の向上のために、それぞれの学校で取り組んでいる学力改善プランなどの不断の見直しを支援するとともに、教職員研修、校内研修などの支援、教職員の加配や特別教育支援員の配置、家庭における学習習慣・生活習慣などの改善に向けた取り組みの充実に努めてまいります。

また、義務教育9年間を見通した連続的な学びと成長を図るため、小・中学校の連携の推進、学校図書の活性化や朝の学習時間での読書タイムなどを活用する読書活動の充実、英語指導助手を活用した英語活動の充実などに努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、命の大切さや思いやりの心など豊かな人間性、社会性を子供たちにはぐくむため、道徳の時間をかなめとして、教育活動全体を通じての取り組みの充実に努めてまいります。また、子供たちに、望ましい勤労観、職業観を身につけさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育成するためのキャリア教育の充実に努めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、学校体育や行事等を通しての体力の向上、栄養教諭を中核とした食に関する指導や家庭と連携し食育推進を図るほか、学校保健・学校給食がそれぞれの役割を担いながら健康教育の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくりの推進につきましては、学校だよりで学校教育活動などの情報を提供するとともに、学校評議員などの意見提言を教育実践や学校経営に生かし、学校、家庭、地域がともに学校運営への連携を促進し、地域に支えられ開かれた信頼される学校づくりに努めてまいります。

また、子供の安全・安心な町、安全な生活環境を維持するため、学校、家庭、地域、関係機関、ボランティア団体と連携を強化するとともに、安全学習や危機管理体制の充実に努めてまいります。

特別支援教育については、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育ニーズに応じて、多様できめ細かい指導内容や指導方法の工夫充実に努めるとともに、特別支援教育連

携協議会を中心に特別支援教育に対する共通理解を深め支援体制の充実に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、小学校の暖房機修理や中学校の体育館耐震改修工事を行うほか、図書購入を初め教材備品の整備を行うなど児童生徒が快適な学校生活を営めるよう、適切な教育環境の整備・充実に努めてまいります。

<生涯学習・社会教育>

生涯学習の推進につきましては、「中頓別町まちづくり・生涯学習推進計画」に基づき、地域にあるものを生かし、町民の皆さん一人一人の生涯にわたる学習意欲を高め、豊かな心と自立の力を育て、人と人とが連携する、活力ある環境づくり・まちづくりのため、中頓別町まちづくり・生涯学習推進本部を核として推進してまいります。

社会教育の推進につきましては、個人の要望に応じた学習支援だけのものにとどまらず、社会の要請に基づく学習支援の形成を目指し、国民や地域住民として対処することが必要な課題についての学習、また、地域の課題を解決する活動などに地域住民の参画を促しながら効果的に推進することが望まれております。

また、社会教育は、生涯学習社会の構築の上で重要な役割を担っており、学校教育を初め社会教育団体や地域と連携した事業の効果的運営に努めてまいります。

幼児教育・青少年教育につきましては、就学時健診や一日体験入学の機会を活用し、行政のニーズと保護者のニーズに対応した学習機会を提供する子育てについての親学習「子育てメソッド事業」や「ブックスタート事業」を継続し、工夫充実に努めてまいります。

また、体験活動を通じて生涯にわたる学習活動の基礎となる時期に学校や各種団体と連携してさまざまな活動機会を提供するため、夏休み期間における学習サポートを行う北海道教育大学との連携事業やかるた教室、かるた大会、オセロ大会、そうや自然学校と連携した子供体験活動、英会話教室、青年講座などを実施してまいります。

高齢者教育については、高齢者教室「寿大学」の充実とともに、心身の健康保持や生きがいづくりに役立つ学習機会の提供やサークル活動の充実に努めてまいります。

女性教育につきましては、女性団体の懇談会や女性セミナーを開催し、女性の生涯学習を推進してまいります。

また、地域住民などの参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」の教育活動を行う学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を推進してまいります。

社会教育施設の活用と情報提供につきましては、町民センター、図書室、そうや自然学校などを有効に活用できるよう活動拠点整備や町内のさまざまな団体等が取り組んでいる学びをつなげ、ネットワーク化した学びの提供や地域文化を創造する人材育成を推進するとともに、昨年度から実施した「なかとんべつカレッジ」の継続や「生涯学習だより・ホッと情報通信」、昨年12月に開設したホームページなどにより情報提供を行い、さまざまな学習ニーズにこたえるよう努めてまいります。

また、山村水泳プールの水槽改修工事を行うほか、各施設においては、随時設備点検を行い維持管理に努めてまいります。

社会体育につきましては、スポーツ少年団などの支援をはじめ、みずからが健康管理し、維持・向上できるような力をはぐくむとともに、スポーツに親しむ機会を提供するため、地域指導者やボランティアの皆さんの協力を得ながら各種スポーツ教室や大会を実施してまいります。

総合型地域スポーツクラブについては、生涯学習・生涯スポーツ社会の構築のために、地域のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、個々のニーズに応じて参加できる地域住民が主体的に運営する「なかとんべつクラブ設立準備委員会（仮称）」の設立に向けた支援をしてまいります。

文化活動につきましては、各文化団体がそれぞれ社会教育施設を利用し、自主的な芸術文化活動を続けております。

今後もその活動を支援するとともに、巡回小劇場、一般芸術公演、町民文化祭といった芸術・芸能の鑑賞機会を提供するなど地域の芸術文化の活性化を図ってまいります。

文化財保護につきましては、中頓別鍾乳洞を初めとする貴重な財産である文化財の状況を把握・調査し、その保護、活用に努めてまいります。

図書活動については、町民の生涯学習活動の支援を図るために、多様なニーズにこたえる図書室の利用促進に努めてまいります。

また、昨年度策定された「中頓別町子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校が連携し、すべての子供が自主的に読書活動を行うことができるよう環境整備に努めてまいります。

以上、平成23年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） これにて平成23年度教育行政執行方針は終了しました。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第2、一般質問を行います。

今定例会では6名の議員から通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それでは、私は2点ほど質問させていただきます。

まず、1番目は、天北厚生園移転後の運営と厚生園と町とのかかわりを伺いたいということで質問させていただきます。まず、天北厚生園運営主体は南宗谷福祉会であることはこれは承知しておるわけですが、ただかつてこの施設は町立の施設であったことや福祉の町を標榜する本町ですから、福祉施設の指導機関としての役割もございます。また、グループホーム、ケアホームの建設もしてまいりました。また、厚生園移転改築の経費負担者

として、町はこの法人とのかかわりをどう考えているのか、その辺伺いたいと思います。

関連しまして、グループホームの開設に伴い、利用者の就労の課題があります。さらに、厚生園移転後の運営に関し密接に関連する利用者の社会生活移行の受け皿としての就労の場の確保は、町としても協力すべき立場にあると思います。そのため、中頓別農業高等学校跡地の活用が検討されて2年が経過しております。法人としての自主的な検討は別にして、町として積極的な検討をしてきたのか、この辺を具体的に伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 東海林議員の天北厚生園移転後の運営と町の関係についてお問い合わせがありますので、これにつきましては石川保健福祉課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 1番についてお答えをいたします。

障害者自立支援法に基づく新体系移行につきましては、中頓別農業高等学校施設跡を活用して移転するというところで町も協力しているところであります。平成23年度は、平成24年度から3カ年の障害福祉計画策定の年でもあることから、平成24年4月の新体系移行に向け法人、関係機関と十分協議の上、町のかかわりも含めて策定に当たっていききたいと考えております。天北厚生園は、新体系移行に当たり多機能型事業所の活動の一つとして農園作業を進めることで方向性が決まっております。町としては、農園作業のほかにも取り組めることが可能なものを天北厚生園と協力して模索し、障害者の自立支援も考えながら、連携して進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 2点目のご質問につきまして私のほうからお答えさせていただきますと思います。

中頓別農業高校跡の活用については、天北厚生園の施設移転及び障害者自立支援法のもとで進めなければならない新体系への移行という2つの課題を同時に解決するためのものとして、町として最大限の支援をしてきております。また、利用者の就労の場の確保についても国の雇用政策の一つであるふるさと雇用再生特別対策事業を活用し、2名体制で3年間かけて利用者の就労や収入確保について検討していただけるようにしているところであります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再質問させていただきます。

まず、1点目の法人と町とのかかわり方というのは、これは一般的な自治体と福祉施設経営者とのかかわり方で、それはそれで基本的にいいわけなのです。でも、当町の場合はやっぱり特別だなと思うのは、1つはかつては町立でやってきた施設だよということ、それからこの法人の施設についての経費負担を施設建設に当たってはことごとくやってきた。こういうことで運営主体は法人ではあるけれども、相当これは町として、指導機関として

も、または設置した側としても経営に対していろんな意味で協力し、アドバイスをする、サジェスチョンをするという役割は、非常に一般的な施設よりもかかわり合いはより深いと思うのです。だから、通り一遍の答弁はありましたけれども、いかにそういう密接なかかわりがあったことをこれからもどういう形で継続していくのかという町としての思いとか、考えをもう一つ具体的にさらに密接に進めていくということを考えているとすればお答えいただければと思います。

それと、就労の場の確保という面で、グループホーム、ケアホームをつくったときに既にこれはいろいろと町も協力してあったと思うのですが、職場開拓、いろんな企業にお願いして利用者が働けるような場の確保をしてきてくれていることは、町長が努力していたことは聞いております。知っていますが、しかしさらに今度は改築移転という大きな計画のもとで、この利用者の社会参加という形や、それからいろんな技術取得のことについてもそれなりの内容のものをセットしてやる。それは、法人の役割だということではありませんけれども、これも先ほど申しあげました町とのかかわり、これまでのかかわり方を考えたときには、さらに法人だけには任されないと。場合によっては、町も一緒になってやるよというような思いと行動があってもいいのかなと、こう思うわけです。そのことの一つに、町はいわゆる国の雇用政策の一つとして、雇用再生特別対策事業でソーシャルファームを立ち上げて、そこで2人の職員を雇ってやったから、それで町の役割が終わると思えないのです。しかも、ソーシャルファーム自体の人たちも町の人たちの雇用をどちらかといったら重要にしているわけですから、そういう意味においては新しい企業だとか、企業を起こすとか、特産品の開発をするとかというところでは、はっきり言うと町の職員と同等、またはそういう意味では町の職員のほうが能力があるのかもしれない。そういうかかわり方をしっかり考えたときに、例えば農業関係の事業を取り組もうとしているのだというのは、これはもうだれが考えても、私素人でもそういう高等学校の跡に来たらそういうようなことも考えられるよなと思っていた当然のごとくの内容なのです、今聞いているのは。だから、2年もここで経過したのだから、同じ農業としてもうこういった計画なのだよとか、農業の中にはこういった畜産関係もあるよ、酪農生産も考えているよとか、何かもう2年間たったから、あと1年しかないのだから、具体的にいろんな町としての提案、これは法人として受けられないとしても町としての提案があってもいいのかなと。私は、そのぐらい町がかかわりを持っていいのかなと思っておりましたものですから、もう少し具体的なことがされているかどうか伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） まず、1点目の関係であります、言われていることにつきましては、最初に町がつくった施設だということが念頭にあるのかなと思います。これからやっていくことにつきましては、1つはB型作業所で、農園作業ですとか、そういったものをやっていくのは方向性として出されている。もう一つは、就労支援につきましても町としてできる限りの支援をしていくということかなと思います。そして、最後だろ

うと思いますが、やはり最終的に残った施設と申しますか、移転後ですから、移転後に解体をして、解体できない部分もあると。そういうところもこれ町長からも発言がありましたけれども、最終的には町もそこまで面倒を見るように検討するというようなことまで含めてかかわっていくということだろうと思います。それにつきましては、そういうふうにも最終的にはかかわっていくことになるのかなと思います。

それから、2点目は、農園作業ですとか、ハウス栽培ですとか、畑のほうはそうなのですけれども、キノコ栽培だとかやりますというようなことは伺っておりますけれども、具体的に酪農関連も乳製品や何かもやりたいなというようなことは伺っております。しかし、具体的に畜産ですとか、酪農でどうのこうのということは、はっきり申し上げましてまだそういう相談はありません。したがって、あと1年、来年までは1年しかないのですけれども、そういうこともできる限り積極的に法人側と話を進めていきたいと考えております。

○議長（石神忠信君） 答弁漏れありますか。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私の質問したものでは、2つに分けた質問ではあったと思うのですが、一般的には小林課長が答えてくれた部分の延長のものが多かったと思うのですが、この辺をだれが答えてくれるのかと思ったら、保健福祉課長が答えてくれて終わってしまうという、その辺の行き方ももう少し整理して、まちづくり推進課がどこの部分を担ってこれらのものを解決するのかということも整理していただいて取り組んでいただきたいなと思います。私が言いたいのは、とにかくかかわりが深い施設であったわけだから、ひとつ大いに面倒見てやってくださいよということが結論でありますので、よろしく申し上げます。この問題はこれで終わります。

続きまして、野邑町政を継続を期待してというタイトルなのですけれども、町長は1月に第4期の立起表明をいたしました。今は、思いは当選すべきことであろうと思いますが、大事なものは当選した後何をやろうとしているのかということだと思いますので、次について伺いたいと思います。まず、1点目は、次世代の方々に財政運営に支障がない財政状況、いわゆる財政の健全化が中頓別再生のキーワードと町長はずっと言ってきていました。その財政状況というのは、論理的には、また数字的に言うとうる何を想定して今までそのことを申し上げてきたのか、これは改めて町民の皆さんにも知っていただいたほうがいいかなと思ひまして伺います。

次は、少子化により教育環境も変化してきました。今後義務教育の環境整備に何を重点としていくのか、高等学校進学への援助を考えられないのでしょうかという唐突感のある質問になりましたけれども、教育のことについては先ほどの教育長の教育方針にもありましたけれども、私はさらにこの町にとってこれだけ少子化していった子供たちに何を与えるのか、この町としてふさわしい教育のあり方を考えていないのかということをごここで強調して聞いているわけでありまして。それと同時に、きょうも中学校の卒業式がございました

けれども、16名です。この子たちが全員高等学校へ行くわけですけれども、ではもう義務教育化したような高等学校に対して、何か子供が宝だと言ってきた町長としては応援できるものはないのだろうかという思いで伺いたいと思います。

次に、高齢者福祉の推進の重点はこれから何になりましょう。私は、きっと出てくるのは医療かなと思いつつながら、町長の思いを聞きたいなと思います。

最後にですが、地域活性化の手だてはどんなものがあるのかなど。私は、ここに並べてみました、いろいろと。地域資源、うちにある地域資源の活用をどう考えたらいいのかとか、いろいろたくさんやってきたイベントはあるのだけれども、反省するところはないのだろうかとか、農業に関しては49戸になった農業ではありますけれども、やはりこの町にとっては基幹産業というべきものであります。農業の最重点政策は何だろうかとか、これから福祉施設の導入は考えられるのか、例えば老健施設も含めてそういったものがあるのだろうか、いろいろと並べてみたのですけれども、これに1つずつ答えていただきたいとは思っておりませんが、町長、何か地域活性化の手だて、お考えいただいているのかなと思いつつ、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） （2）あるので、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それで最後に、これ言うなれば先ほどの4点目と同じようなことになるのかなと思つてちょっと遠慮したことがあったのですけれども、行政運営の重点を言うとうどうなりますかというのが先ほどの私羅列したことを焦点化したことになるのかなと思つております。よろしくどうぞお願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の野邑町政継続を期待してという質問に対してお答えをさせていただきますけれども、仮定の話になりますけれども、もし私が4月の町長選挙に再選をさせていただいたらとの考えでお答えをさせていただきたいなと、このように思っています。

まず、1点目の財政運営に支障が出ない財政状況についての問いでありますけれども、本年度の実質公債費比率が推定ではありますけれども、22%前後となります。早期健全化団体から脱却できる見込みであります。現在の公債費負担適正化計画によりますと、最終年度の平成27年度では実質公債費比率が14.8%となる予定になっておりますけれども、しかしながら一年でも早く18%以下の水準に低減化を図り、起債許可団体から起債協議団体への移行を図る決意であります。さらに、今まで財政基盤が脆弱なことから各種施設の整備等で財源の多くを起債に頼っていたことなどから総合的に勘案すると、早期健全化団体になったことを反省をしながら、今後の公共施設の更新等で起債の借入れを少しでも抑制できる財政環境にするために、公共施設整備等の基金に5億円以上の積み立てを行ってまいりたい、こういうような考え方を持って次世代の方々に財政運営の支障が出ない状況にしていまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、義務教育の環境整備について何を重点としていくのか、この質問につきましてお答えをいたします。学校教育の教育環境の整備につきましては、教育委員会と連携を密にして対応してまいりますけれども、町内外の人たちから未来を担う子供たちの健全育成と教育に活用してくださいとのふるさと応援寄附の提供がありますので、町独自に教育委員会が趣旨に沿って活用できるような方策を考えてまいりたい、このように思っているところでございます。また、高等学校進学への援助について、教育委員会とも連携を図りながら、今後の課題として考えてみたい、このように思っているところでございます。

次に、3点目の高齢者福祉の推進の重点はという質問につきましてお答えをいたします。長年にわたり中頓別町の発展に努力をいただいた後期高齢者の方々は有病者も多く、また低い年金生活者でもあることから、医療費の負担が大きく生活を圧迫しているとの声に配慮をしながら、医療費の一部を助成する見舞金制度を創設して、医療費の負担を少しでも軽減してあげたい、このように考えているところでございます。

次に、地域活性化の手だての質問でございましてけれども、地域活性化等の取り組みとしては、本町の基幹産業である酪農を目指す新規就農者の実現、または公衆浴場黄金湯よみがえり事業を計画している人もいますので、その方への支援や国保病院の2人目の医師の確保等を実現していきたいと、このように考えております。

次に、(4)の4期目の行政運営の重点を問うというところでございましてお答えをいたします。まず、先人が守り、築いてくれた豊かですばらしい自然環境に恵まれた中頓別町の自主、自律の自治を確立するための基礎を築き上げることを最重要課題として取り組んでみたいと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） なかなか事細かにご答弁いただきましてありがとうございます。ただ、そこでより具体的にちょっと聞きたいのは、まず町長の卓越した財政運営で悪化した財政事情が好転してきたと。これには、町長の努力もさることながら、町長の渋い財政に住民がやっぱり協力してきたというか、我慢してきた部分もたくさんあったと思うのです。そういう意味では、町長は公債費比率が18%ぐらいの水準になったときには、ある意味では今まで我慢してきたことにこたえてやるような事業もやりたいというふうにとらえたのだけれども、町長、これからそういう意味で考えたときに一番何をしたいかなと、こう頭の中で思いめぐらせていましたので、一つでももしこれから好転したときには、ここにやっぱり一番最初にさわらなければならないだろうということがあったら、ひとつ伺いたいと思います。

それと次に、老人福祉のことについてなのですが、町長が医療費の問題について考えてくれるというのは本当にありがたいと思います。これは、すぐもう40%近くになってしまふ高齢者を抱えている町としては大変な問題でもあるのです、負担において。負担というのは、財政負担をする上においても大変なのですけれども、ただそれはそれでお願いするとして、もう一つよく高齢者が高齢者を面倒見るという、そういう社会にもうなりつつ

あるのだと、こう言われているのです。高齢者というのは、今行政的な面でいうと65歳が高齢者と言われているのですけれども、現実的には私なんかもうすぐ後期高齢者に入るかもしれないのだけれども、高齢者と言われるのはいささか、65歳くらいで言うのはちょっともう無理な時代、そのぐらいみんな体力、気力もある人たちが高齢者と言われているのです。テレビやいろんなマスコミ関係の人たち見ると、もう高齢者なんていうのは80以上でいいのだというような言い方をしています。そういったときに、しかし身体的には非常に弱くなった人たちもいるわけですから、ある意味では高齢者のいろんな介護、養護についても手を差し伸べてやるのは、これはもう大事なことですけれども、これを常に若い人たち、元気な壮年、成年で見ようというところにもう高齢者比率からいうと無理が相当出てきているのかなと。こういうところでは、やっぱり高齢者を活用していくような、そんな発想が必要なのかなと思ったりしているのです。私も元気なものだから、できるようなボランティアは参加しているのだけれども、町としても高齢者事業団のようなものをつくっていただいてそれなりに活用しておりますけれども、まだまだ元気な高齢者が意欲的に何かに取り組んで弱い高齢者の面倒を見るというか、そういう人たちを助ける役割を担えるような仕組みづくりを考えていただきたいものだなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。それが2点目です。

それから、4期目の行政運営の重点、ある意味では大変格調高い答弁だったのだけれども、ちょっと抽象的だなと思うのです。町長の行政運営の重点は何でしょうかという、先ほどの答弁ではちょっと抽象論かなと。これでいくというものを一つ二つ示していただければ示していただきたいものだなと思うのだけれども、よろしく。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、1番目の次世代の方につなげていく財政運営の関係でありますけれども、私は今の現在の財政状況に好転した一つの大きな要素は、いわば平成17年に中長期の行財政運営計画を町民の方々につくっていただいて、それをある程度実践をしてきた。この結果、今のような財政状況に好転をしてきたのでなかろうかなと思います。それについては、やはり町民の方や議会や職員の方々の協力をいただいた、その結果がこういう状況になったと、このように考えて認識をしているところでございまして、ただ実質公債費比率が18%になったから、そこで安心をしたらもとのような状況に戻ってしまう、私はそういう認識を持っておりまして、少なくとも中頓別町のような自主財源の少ない町では実質公債費比率を15%以下にやっぱり安定的に位置づけをすると、こういうようなことは絶対これからは必要であると。そういう認識を持った中で、今好転してくるから18%ぐらいになったときにこのぐらいこういうことをやりたい、それについてはお答えを差し控えさせていただきますなど、このように思います。

次に、2点目の問題でありますけれども、中頓別町、今75歳以上が400名を超えました。そういう意味では、中頓別町でいきますと、ほかの町村もそうかもしれませぬけれ

ども、高齢者というのはやっぱり75歳以上を指すと、私はそういう認識を持っています。そういう意味でいえば74歳までの人たち、前期高齢者と言われますけれども、高齢者という名前を使わないで、その人たちが75歳以上の人たちを面倒見ていくような、そういうシステムをつくり上げていく必要があるのかなと思います。そういう意味では、行政も力を発揮をいたしますけれども、それぞれの自治会の方々の協力をいただいて、自分の自治会の後期高齢者の人たちは自分の自治会の会員で面倒を見ていくと、こういうようなシステムづくりが必要ではないかなと思いますので、当選をした暁には行政と、それから自治会連合会ともこういう面での話し合いを十分した中でこういうような仕組みをつくり上げていくと、こういうようなことに努力をしてまいりたい、このように思っているところでございます。

次に、4期目の行財政運営の重点はということでありましてけれども、自主、自律の自治を確立するためには、やはり財政状況の安定的な運営がなされなければならないという思いであります。そういう意味では、抽象的に先ほど答弁いたしましたけれども、まず財政状況を好転をさせて安定した財政運営ができる状況をつくり上げていくと、これが私の4期目の仕事でないかなと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再々質問はいたしません。ただ、町長、できるだけ財政を健全化するということは本当に大事だし、本当は住民もそれを一番知っておかなければならないのだけれども、しかし生活する上においては夢も希望も欲しいわけです。やっぱりそれにこたえられるようにこれからも意を注いでいただきたいと思いますと思ひまして、以上で終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 2点ほど質問させていただきますけれども、まず1点目、子供医療費の申請手続を簡単にということですが。乳幼児等医療費助成事業が拡大され、道内の多くの自治体が道基準を上回る給付を行っています。中頓別町でも今年度から中学3年生まで、しかも所得制限なしで医療費全額を助成する制度が実施されて、町民の方々に大変喜ばれているところです。そこで、給付の方式ですが、現在の償還払い方式、窓口で一たんお金を払い、領収証を保健センターへ持参して給付の申請をし、口座振り込みの形から病院の窓口で医療費支払いをしなくて済む、給付の申請を改めて行わなくても済むようにすべきではないでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員の子供医療費の申請手続を簡単に、質問につきまして石川保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ご答弁申し上げます。

乳幼児等医療費助成事業は、すべての医療機関と調剤薬局が対象であることから、個別に委託契約することは困難なものと診療報酬支払基金や国保連合会に受託した場合、相当の事務手数料がかかることから、現在の償還払い方式で対応したいと考えております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 大変簡単な答弁で、もう少しわかりやすく教えていただきませんか、ふだんこういう行政的な制度、手続ですか、そういうものになじみがない者にとってはちょっとわかりにくいのです。詳しく丁寧に答弁をいただきたいと思います。

小さい子供を連れての外出というのは大変なことでもあり、また保健センターは平日の昼間しか用事が足せないの、働いている人にとっては病院にかかり、さらに申請の手続に行くことは手間のかかることでもあります。この負担を幾らかでも軽くできないかと思ひまして、次のことをお聞きしたいと思ひます。すべての医療機関、調剤薬局と個別に委託契約することは困難ということですが、このすべてというのは全国、全道、どの範囲のことを指していらっしゃるのかわからないのですが、すべての医療機関や調剤薬局でなくても町内の医療機関、調剤薬局のみを対象にすることはできないのかどうか。町外の病院、薬局は、これまでどおりの償還払い方式となってもいたし方ないかなとは思ひます。こういうふうと思ひうけは、つい何日か前に新聞に載っていたのですが、南富良野町というところの子供の医療費の無料化の例が載っていました。未就学児から22歳の学生まで子供医療費の無料化を拡大したということで、その説明を見ますと町内の病院での診療では窓口負担が一切なく、町外では領収証を受け取り、町保健福祉課に提出することで自己負担分の返還を受けられる、このような記事を見まして、ここではできないのかなということをおもひましたので、改めてこの点について伺いたいと思ひます。

それから、相当な事務手数料がかかるということですが、22年度の乳幼児等医療費、その当初予算とか、今までの実績から見て費用対効果というものはどのようなものになるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 簡単な答弁要旨で大変申しわけありません。まず、1点目なのですが、すべての医療機関ということですから、全国どこでも償還払いをやっているところは対象ということでもあります。その中で南富良野の例を取り上げまして、町内はやっておりまして、残りは償還払いをやっているということではありますが、恐らく町内につきましてはただでやってくれるわけではありませんので、事務手数料だとか、そういうものは病院側と町と契約をして、お支払いしているかどうかかわからないのですけれども、もしうちがやるとしたらそういう形になります。それと、もう一つは、基本的な考え方として、本来は乳幼児ですから、小学校に上がる前までの方を対象としてやっているものがあります。それをうちの中頓別町の考え方としては、事務手数料は相当かかる分を償還払い方式をやって、少しでも多くの方々に、中3まで枠を広げて現金で支援をしたいと、そ

ういう考え方からやっているものでありまして、最初にお答えしたとおり事務手数料等相当かかるお金をやはり枠を広げることによって支援を拡大したいと、そういう考え方でやっておるということであります。

それと、2点目の相当の事務手数料ということでもありますけれども、連合会ですとか、支払基金等に受託をしますと、まず事務手数料が1件当たり調剤も含めて114円程度かかります。それから、もう一つは、病院側が受託払いをすることによりまして医療機関に申請してそれぞれの病院に請求する、その事務手数料が1件210円かかるのです。ですから、1件当たり三百数十円かかるわけです。ご質問のありましたうちの22年度の見込みといたしましては、補正予算のときにも若干申し上げているかなと思うのですけれども、今2,360件程度ありまして、それを計算いたしますと80万円近くの事務手数料がかかります。それに対しまして見込みで入院、外来も含めた中学生までの助成の見込みというのは230万円程度でありますので、3分の1程度が事務手数料に持っていかれるということでもあります。したがって、町の基本的な考え方として、事務手数料に払うぐらいであれば、その分をやはり乳幼児以上に枠を広げて支援をしたいというのが基本にある考え方です。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） その仕組み、制度的なこと、連合会、支払基金との関係ですけれども、その複雑な仕組みについてはやはりそう説明されれば多分それは仕方がないなと思ってしまっているところです。でも、そういう方式が少しでも改善されるという見込みがあるかもしれませんので、そのときにはぜひ窓口負担なしの方法でできますように検討していただきたいと思います。

3回目の質問ですが、この子供医療費の全額助成というのは本当に大変よい制度であるにもかかわらず、払い戻しの申請手続なんかが該当者、子供の保護者の方々に十分に理解されていないというような様子も見受けられるわけです。例えば病院にかかる都度申請手続をするのか、まとめて申請をしてもよいのか、今までになかった新たな制度を設けたときにはもう少し丁寧な説明が、これは制度ですから、該当者ばかりでなくて全町民にもわかるように周知が図られるべきではないかと思うのですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） お答えいたします。

制度といたしましては、支援するに当たりまして病院にかかった医療費等につきまして1年間猶予がありますので、その間に3カ月分でも4カ月分でもまとめて持ってきていただければ結構でございますので、今ご指摘がありましたように保健センターに赴いてこられる方にはもちろんですけれども、広報、旬報等で町民に周知をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、次2点目の質問に移りたいと思います。

2点目、町広報に具体的なお金の使われ方を掲載すべきということで伺います。早期健全化団体となって以来、町のお金が、それから税金がどのように使われているか、町財政に対する町民の関心が一段と高まっています。年に1度大変わかりやすく工夫された予算書、「私のまちのしごとと予算」、決算書、「町の家計簿」のダイジェスト版が全戸に配られますが、個々の事業にどのくらいお金がかかったかまではわかりません。それと、決算書が出る時期もかなり年度末から遅い時期になってしまいます。また、多額の臨時交付金収入とその使い道も町民にとっては見えづらいものでした。一番読まれている町広報紙に事業のすべてではなくてもどの事業に幾ら使った、工事入札の結果はどうであったかなど、リアルタイムに余り時を置かないで町民に見えやすい形で載せるべきではありませんか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町広報に具体的なお金の使われ方を記載すべきという問いにつきまして、遠藤総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 町では、この間財政状況や重要な施策に関しましては、広報を初め旬報、広聴事業、「町長がおじゃまします」等で周知を行ってきたところでありますけれども、ここ数年国による経済対策、雇用対策として臨時的な交付金が地方自治体に交付されてきた中、こうした臨時的な交付金に対する町民への情報提供につきましてはご指摘のとおり十分とは言えない面もあり、今後は広報等で公表してまいりたいというふうに思います。

また、工事入札結果の公表につきましては、平成19年度から旬報にて行ってきた経過がありますけれども、現在においては十分な対応となっていない点もあり、改めて広報等での公表を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 広報なかとんべつは、担当者がよく努力されて定期的に発行されるようになりました。町民にどうしても知らせたいこと、また町民が大きな関心を持っていることは、広報等ではなく広報に載せるべきと考えます。そこで、広報の編集方針や内容について、担当者任せにしないで役場としての方向性を持つべきではないかと思えますけれども、新年度に向けてそのようなことは検討されていらっしゃるのでしょうか。

2つ目ですけれども、とにかく町にはお金がないということがここ数年間町民の頭の中にはしっかりインプットされていて、この先町はやっていけるのか、いつまでもつものといった、そういう心配の声がよく聞かれます。一方で、基金、つまり貯金をふやしていることは余り知られていません。情報を正確に正しく知らせてこそ、町政に対する町民の関

心が高まったり、町民の方が関心を持てたり、また意見も出てくるのではないかと思います。例えば先ほども言いましたが、子供医療費の無料化のような画期的なことについて、やはり広報で取り上げられていなかったのです。月2回発行の旬報がありますけれども、それとの広報との役割や性質の違いについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の平成23年度における広報の編集に関する考え等についてでありますけれども、庁内の中でも今後の編集のあり方に関しては十分協議をしてまいることとしておりますし、関連する課との連携も今まで以上に対応として行っていけるように努めてまいりたいというふうに思います。

また、新規事業の取り扱いにつきましては、そういった面も多々あるのかと思いますので、今後担当者等も含めて担当課である総務課としてもその辺の情報を十分に踏まえた上で、広報を使つての情報提供というのを行ってまいる形で検討していきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 広報と旬報の性質の……

○議長（石神忠信君） 性質の違い。答弁漏れをお願いします。

○総務課長（遠藤義一君） 広報と旬報の性質的な違いの部分でありますけれども、特に旬報につきましては基本的には行事等のお知らせ的な要素、あるいは町民の方々が参加すると思われるいろんな行事の関係の日程等を基本に周知をするという形でありますし、広報につきましては今本多議員さんが言われたとおり、町として、あるいは町民にとって今後の情勢、今の現在の情勢等、あるいは今後のあり方について、町としての考え方や、そういうものをしっかりと周知をしていくための一つの手段として考えられていくのかなというふうには思っております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） これで私の質問は終わりたいと思いますけれども、新年度から新たに情報がまたきちんと町民に周知されることを期待して、終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） これにて本多さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で2時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り一般質問を続けます。

受け付け番号3番、議席番号7番、藤田さん。

○7番（藤田首健君） 私は、1点について今回質問したいと思います。

やはり皆さん方が注目といたしますか、いろいろ知りたいのではなからうかなということから、この問題を取り上げてみました。まず、議員年金廃止に伴う財源手当てについてということであります。国会は、与党内、与野党の政権争いで混迷をきわめております。成立も危ぶまれますが、公的年金と別枠で受給が認められていることから、特権的と批判されてきた地方議会議員年金の廃止法案が提出されると伺っております。仮に法案が成立した場合、6月1日をもって議員年金制度は廃止されますが、現職議員の掛金がなくなるために、現受給者、あるいは今後受給者となられる方々の給付財源は一時金の方も含めて全額各自治体の負担金で賄われるということになるようですが、住民の皆さんにとっては寝耳に水の話であり、議員数を前回選挙から8名とした行財政効果も無に帰す大幅負担と考えます。本町でも前年度に比べ約5倍強の負担金予算案を編成していただいたところですが、国からの財源手当てについての有無等について町長に伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 藤田議員の議員年金廃止に伴う財源手当てについて、ご質問についてお答えをいたします。

地方議会議員年金制度につきましては、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することとして平成23年度通常国会に廃止法案を提出するとの通知が総務省からあり、本町といたしましても積算方法により計算した給付費負担金として1,529万3,000円、事務費負担金として12万円を当初予算に計上したところではありますが、このことに対する財源は今の情報では毎年度地方財政計画に計上し、普通交付税の基準財政需要額に算入するとの情報があるのみで、それ以上の情報は入っていないのが現実でございます。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） ただいまの答弁をお聞きして、地方交付税交付団体にとっては制度廃止に伴う普通交付税措置があるとのことですので、私ども議員も、また町民も少しは安心したかと思えます。交付団体ではきっと胸をなでおろしているところが多いと思えますが、しかしこの制度が地方自治体の議員に関することであるから、地方交付税で補てんするという考え方、これは何でも交付税の基準財政需要額の中に含めてしまうというところに私ちょっと疑問を感じております。交付税という名前ですけれども、これはあくまで地方固有の財源であるというふうに考えます。国の強引な合併政策で掛金を支払うべき市町村議会の議員の数が減ったと。そういうことで制度が維持できなくなったと。そのツケを国はみずから負担する覚悟はないのかというふうに聞きたいわけです。私が聞くところでは、全国には平成22年度で74の不交付団体があるとのことですが、これだけ一気に負担金がふえれば不交付団体は完全に怒ると思えます。一例を挙げますと、神奈川県藤沢市もこれ不交付団体の一つですが、市長さんの話では当然国が負担すべきと。交付税のない藤沢市は、一方的な負担となってしまうと。今まで4,000万くらいだったのが2億数千万円になると。したがって、23年度当初予算では対応を見送ることにしたという

ことであります。またさらに、先ほどもちょっと申し上げましたが、やはり国の強引な合併推進、平成の大合併が議員年金の破綻の最大の原因であると。ちょっと数字で申し上げますけれども、市町村数はこの合併によって3,200から1,800になったと。また、議員数も約6万人から3万4,000人になった。さらに、受給者対象者数、これは7万9,000人から9万2,000人になっていると。こういうことでやはりしっかりと国がやるべきだというふうに申し上げるということでありました。私は、交付金措置ではなくて、やはり国庫負担によって制度廃止に伴う財源を捻出すべきだというふうに考えておりますが、町長は今後国に対してこのような主張をするおつもりはないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） お答えをいたします。

まず、地方議会議員の年金制度の財源の問題でありますけれども、先ほど私が本年度分、23年度分1,529万3,000円の負担をしなければならないというお話をさせていただきましたけれども、これが当該年度だけでなく、何年までは、いつまで続くというの見通しが今のところないと、こういうような状況でありますから、今後どうなるのかということについても不透明であると。そういうまず1点、状況であります。

また、もう一点は、基準財政需要額に算入をされると。しかしながら、基準財政需要額から基準財政収入額が引かれるわけです、自主財源が。中頓別でいきますと9.2%ぐらいが基準財政収入額でありますから、言えば1,529万3,000円のうち約150万ぐらいは税金が使われると、こういうことになります。それが本当にこの負担をするときに正しいのかどうか。今藤田議員が言われましたとおり、国庫で負担をするべきものであるのではないかなと、私はそういう認識は持っております。北海道町村会もそれぞれ149の町村が集まっておりますけれども、半分ぐらいの町村は当初予算に計上しないと。大分憤慨をしております。そういう意味からして、今後国のほうに言えばいつまで続くかわからない給付費負担金も含めてやっぱり国庫で全額を見てもらえるような運動、取り組みをしていく必要性はあるのかなと、こういう認識を持っております。しかしながら、町村議長会等については、北海道も町村会等に何とか給付の計上をお願いをしたいという文書も来ていますから、そういう面では大変心苦しいのですが、しかしながら町民の代表として、私は今お話ししたとおり北海道町村会を通じてできるだけ国庫負担でこの給付負担金を計上というか、給付負担金を国庫で措置をするように運動をしていきたい、このようにお話をして、ご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） ただいま町長のお話聞いて大変心強く思っております。これ質問ではありませんけれども、いつまでやっていくかわからぬという、そういうことですが、確かにことしの場合は特に一時金というか、そういったものも含まれるので、額が高いというのがありますし、さらにまた額は徐々に減っていくのではないかとということも

言われておりますが、総務省の概算では年金受給者がいなくなるということですから、やっぱりこの世からいなくなるのかどうか知らないけれども、完全にいなくなるまでには60年かかるということを言われております。それですので、気の長くなるような長い先の話ですので、今のうちにきちっとした国庫負担で賄いますよというか、そういうことを進めていけるように、しっかりと要求していただきたいというふうに思います。そういうことでそこら辺をお願いしながら、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これにて藤田さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号6番、柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、医師養成費貸付金についてお伺いしたいと思います。

本町では、医師や看護師を養成するため、平成2年から条例に基づき多額の予算を組んで自前の医療スタッフを養成してまいりました。医師等の養成に当たりまして、貸し付けられた公金の返還状況はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員の医師養成費貸付金について、青木病院事務長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） ご質問の貸付金についてであります。これは平成2年度に条例改正を行い、養成費用の中に養成期間以上を勤務した場合、返還が免除される従来からの助成金とは別に免除規定のない貸付金を設けたものでございます。これは、本人の申し出により養成機関に納入する授業料等の費用の一部を貸し付けたものでございます。これについては、町と償還に係る確約書の締結を行い、その償還表に基づき平成22年7月分までは償還されておりますが、その後現在までは償還はされておられません。このため町では、再三督促及び償還遅延理由を求めてきましたが、本年2月25日に本人の代理人弁護士から名寄簡易裁判所に貸付金の償還義務はない旨の民事調停申立書が出され、2月28日に町に対して調停期日呼び出し状が届いております。今後においては、北海道町村会法務支援室及び顧問弁護士とも相談をしながら、解決に向け対応することとしております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） この件につきましては、今議会の10日の冒頭で町長から行政報告という形で民事調停申立書が出されたということが報告されまして、それについて私も質問させていただいたので、そのときの町長の答弁を数字がたくさんあれなので、ちょっと整理させていただきたいなというふうに思います。

それです。当初養成費用として本人からのいろんな要請がありまして、年間453万円、これを6年間ということで、総額で2,718万が養成費用として医師のほうに貸された。そのうちただいま答弁にありましたように、従来からあった助成金、これが月額

10万円、年120万で6年で720万、これが6年間当病院に来ていただいたら、免除いたしますよ。いわゆる6年間のお礼奉公でこの金額は免除いたしますよという金額だろうと思います。それで、今お話がありました貸付金、これが年間333万、6年間で1,998万、平成22年7月までに償還された金額が1,998万のうち1,180万、それでまだ未償還額となっているのは818万ということだと思います。それで、町側としてはこの貸付金1,998万は何回か確約書をとっておられますが、どういう形で、金額的にも緩和しつつも総額は必ず返してくださいというスタンスであるというふうに考えています。ただ、医師のほうはこれも6年間のお礼奉公で免除になるでしょうという考え方をされているのではないかと町長のお話でした。ですから、当人としては今まで償還した1,180万、あるいは未償還額の818万は当然のことながら返す必要はないでしょう。そして、今まで償還した1,180万に関しても返す必要がないのだからお返しくださいと、そういう論点になっているのだろうというふうに思いますが、今私が申し上げた内容で間違いないかどうか、まず確認させていただきたいと。

それから、調停に入ったわけで、あくまでこれは調停がどのように進むか、これは調停の成り行きを見ていかなければならないと思いますが、調停ですので、往々にして不調に終わる、お話が双方とも平行線をたどるということも状況によってはあり得るのかなど。そのときに町長としてどう対応していくのかお聞きしたい。特に当初金銭消費貸借契約書において第5条で、相手方になると思うのですが、債務の承認及び強制執行の承諾ある公正証書の作成に必要な手続をとる。この公正証書がきちっとつくられているのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、第10条で、貸付金の担保として連帯保証に毎年96万を10年間提出し、預託する。これが実際どのようになっているのか、不調に終わったときの対応と含めて今の2点、あと確認1点ということで答弁願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 私のほうからお答えできる分についてお答えしたいと思います。

まず、最初の当人の調停の申し出の内容等についてですけれども、金額も含めて今ご質問のとおりでございます。

それから、金銭貸借書の公正証書の件でございますけれども、これは作成されておられません。

それから、保証人の積立金の関係でございますけれども、平成13年のときに本人との確約を1度行っておりまして、償還に係る確約ができたこと等によりまして、10年間積み立てをしてきました保証人に対しまして年額24万、10年間240万、利息も含めて返還をしているところでございます。

あと、調停不調に終わった場合の町長としての対応については、町長のほうからということでもよろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 調停が不調に終わった場合、町長はどうするのかということでありまして、基本的には私は貸した金は返してもらう、こういう考え方は今のところ持っております、今私どものお願いをしている弁護士、町村会の顧問弁護士の話だと、3回ぐらい調停が行われるだろうと。最終的には、それ行われた結果、裁判官のほうでどういふ調停の結論を出すのか、ちょっとわからないと。ただ、今私どもが会っているというか、お願いをしている弁護士のほうでは、そんなに町のほうで瑕疵があるわけでないの、町のほうには問題はないだろうと、そういうような話があるようでありまして、しかしこれは調停でありますから、どうなるかわからない。結果的に、話を戻しますけれども、調停が不調に終わった場合についても、議会とも相談しますけれども、最悪の場合には裁判ということも1つ考える方法論はあるのかなと、こういうようなことで、そういう場合についてはまた議会とも相談をしてみたいと、このように思います。

また、保証人が預託をした保証金については、平成13年のときに当時の町長であった山上さんから私のほうに手紙が参っております。その手紙の内容、私も平成2年当時、この貸付金の話と一緒に話し合いの中に入ったりしたことは一切ありませんので、中身の記録等は役場のほうでも病院のほうでも記録は残っておりません、はっきり申して。個々の話し合いをした部分の内容はありません。しかしながら、山上さんからの私どものほうに預託金を返してほしいと、こういうような話というか、手紙があつて、その内容を読むと、保証人というのは保証した当人が償還が不能になったときに債務を履行する建前であると。本人が町の病院にまだ勤務をしていないのは事実でありますけれども、他の病院から報酬を得ていないのか、豪邸を建てても借入金返済の意思がないのか、いつから償還に入るのか、終わるのか、その辺を町は確認しているのかと、どうだと、こういうような手紙が来ていまして、きちんとした償還計画をもとに新たに保証人も立て契約するべきだと思ふが、いかがなものでしょうかと、こういうのが手紙で来て、言えば預託金を返してほしいと、こういうような手紙が来ております。当時私もこの手紙をもらつて、議長、副議長、それから各常任委員会の委員長さん等々にこの内容を話をして、そして償還をしたいと、こういうような話をして了解をとつて償還をした経過は記憶に残っておりまして、そういう面からすると医師になるために保証人4人がついて、言えばその医師になったわけですから、私どもの保証人の責任は終わったのだと、こういうような手紙の内容であると。こういうようなことを踏まえて、積立金のお金を償還をしたと、こういう経過であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、調停がどうなるかには先ほど言ったように推移を見ていかなければならないけれども、不調に終わつてもやっぱり返してもらうのだという町長の考えなので、そこはまずよしとして、無理が通れば道理が引っ込むような話だなというふうにならぬと私は思うのです。それで、私も8年前に住宅資金で町から400万借りて、毎年40万ずつお返ししているのですけれども、借りるときは仏さんに見えるけれども、返

すとなるともう相手方が鬼に見えるというのがこれは人間の心情かなど。私も58になるまで、例えば税金関係、納税するもの、それこそ農協を通していますから、一日たりとも停滞することなく納めてきています。特に私どもは、農業者は組勘を使うので、赤であれ何であれ、ばんばん、ばんばんこれは文句なしに引かれるのです。言えば私の住宅資金もそうです。無利子でお借りしたのですけれども、返すときには農協に利息を払ってお返しする。税金も農協に利息を払ってお支払いする。それは、自分の経営のざまがそういうざまだからいたし方ないのですけれども、無利子の金を借りて利息払って、これどういうことなのだろうなというふうに思います。ただ、こういうことがあっては町民に対して、もしこれが通ったらです、相手方の言うことが通ったのなら、やっぱり不公平感が出ると。私も40万、残り80万あるので、少し頑張ったら通るのかななんていう、それはあくまで冗談ですけれども、ぜひ不公平感が町民に持たれないようにやっぱり対処していただきたいというふうに思います。

それから、保証人の方に、ちょっと前町長が言うのはかなり無理があるのではないかなど。あくまでも貸したお金が全額戻ってきて初めて保証人としての責務が解かれるのだろうというふうに思います。それでもお返ししてしまったものは仕方ないというふうには思いますけれども、償還の確約書ができたから返したというのはちょっと納得できないので、それにしてもやっぱり前町長がそういへど、当初保証人になった4名の方、1名は亡くなっておられますけれども、連帯保証人なので、残った方々にすべて連帯保証責務があるというふうに私は思います。こここういう状況になって町長から保証人の方々に話をされたことがあるのか、またその保証人の方々がどういう覚悟を持っておられるのか、もし話し合いがされたとしたら、その点について最後お聞きしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、2月4日に本人と話し合いをさせていただいて、法律家と相談をしていると、こういうようなお答えがありました。その後私のほうでは、言えば身内の人に当たる保証人の人に役場に来てもらって状況を話をしようと、こういうようなことで、事務長が保証人の身内の人2人にいついつ役場のほうに来ていただきたいという申し入れをしましたけれども、医師のほうからその身内の方々に行かなくてもいいというような話があったようがあります。それで、来られませんでした。その後調停の申し出がありましたので、その申し出の写しを保証人の方々に送付をいたしました。その後保証人2人が私のところに来まして、本人が言えば調停に出す前に調停に出すよという話で来ていましたかという話もありました。そういう話は一切ありませんと。ただ、法律家と相談しているのだと。その後医師本人から、裁判所のほうから調停の書類が町のほうに行くと思いますよという連絡がありましたと、こういう話をさせていただきました。保証人の2人は、本人が払わないのであれば私どもが払ってもいいよと、こういうような申し出もありました。私のところに来まして、私は本人が今調停の中に弁護士がついてやっているのです、今その話にはい、そ

うですかということにはならないと思いますし、また本人が払う能力もあるのに連帯保証人の人が払うということにもちょっとならないと。あくまで債務者が払う能力がなくなったことによって連帯保証人の役割が出てくるのだと、こういうような話もさせていただきました。そういう意味で保証人等の人についても全員が全員ではありませんけれども、この問題について心配をして私のほうに相談に来ているのも実情でありますし、また本人が払わないのであれば払ってもいいと、そういうような申し出もあるということだけご承知おきいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、この質問については終了いたします。極力一刻も早く解決されることを望みたいというふうに思います。

それでは、2点目についてお伺いいたします。第7期総合計画の策定に向けてお聞きしたいと思います。平成23年度には、新たな総合計画、第7期が策定されるわけですが、それにはまず第6期総合計画の総括が行われ、その総括に基づいて第7期が策定されるべきものだというふうに私は思います。その上で第6期総合計画をどのような手順や形で統括されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員の第7期総合計画の策定に向けての質問につきまして、小林まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） それでは、第7期総合計画の策定に向けてについてご答弁申し上げたいと思います。

第6期総合計画の総括については、現在総合開発委員会で審議しているところであり、今後は実施予定の町民アンケート調査等でも町民のご意見を伺っていくとともに、行政評価の結果等も取り入れて、最終的にまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 総括についてですけれども、まず去年の4月19日に総合計画について常任委員会で所管事務調査を行っております。そのときスケジュール表が示されて、去年の5月に事務事業評価をこのときは手をかけているというふうにお話があったように思います。それで、5月中には事務事業評価が終わるだろうと。終わったら、議会のほうにもぜひそれを提出していただきたいというふうにお話をしたと思いますが、議会のほうには出されてはいないようです。それで、施策評価が7月中、それから政策評価が9月中に一応スケジュールとしてはなっていた。これを踏まえて私は当然23年度に第7期に手をかけていくのだろうというふうに判断をしておりましたが、今の段階に至っても行政評価の結果が出ていないのかなというふうな感じがします。それで、下手したらこのままきちっとした行政評価が行われないままに第7期に入ってってしまうのかなという危惧をちょっと私は思っているものですから、この件について行政評価の結果も取り入れるとい

う、だからこの結果はいつ出るのだいという話になるわけで、その点をお聞きしたい。

それから、自治基本条例がただいま常任委員会に付託されておりますけれども、自治基本条例の第19条に総合計画についてうたっております。その2項に争点となる政策課題等をあらかじめ情報提供されること、ここが総合計画は次の要件を満たして策定されるよう努めなければなりませんということなので、努力目標ですから、しなければなりませんとはなっていないので、提供されるかどうかもう危ういなという感じがちょっとするのです。だけれども、ぜひこれはやっていただかないと、第6期が終わって、第6期の総合計画が実際このまちづくりにどうだったのかということが目標とするそれぞれの分野において半分到達したのか、7割到達したのか、3割しかいっていなかったのか、そういう問題が整理されないと、第7期の総合計画というものは生きた総合計画にならない、私はそう思います。ですから、ぜひ急いで行政評価の結果を出すように努めていただきたい。これがいつごろになるかお聞きしたいと思います。

それから、ここで町民アンケートで調査ということもありますが、総合計画の中で策定に向けても町民参加をうたっていますよね。町民参加で策定されていること、これをどういう形で町民参加をさせていくのか、その2点についてまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、1点目の行政評価についてでありますけれども、当初申しあげましたような形で事務事業評価から施策評価、政策評価という形で至っていなかったという点については、大変申しわけなく思っております。ただ、昨年度におきましては、全事務事業に関する評価調書の作成をいたしまして、総合開発委員会の中にもこれを提出させていただいているところです。議会への情報提供がなかったことについてはおわびを申し上げたいと思います。これを基本といたしまして、基本的には第6期の総合計画に関する評価を行っていかうという考え方を持っております。ただ、なかなか行政評価というのは、職員にとりましても大変負担の大きな事務ということもありまして、まだ未確定でありますけれども、第7期の総合計画に向かってはぜひシステムとして行政評価というものを取り入れた、行政評価と一体となった総合計画をつくるという考え方のもとに今準備を進めているところであります。22年度の事後評価、それから23年度の事中評価というようなものをシステムにうまく乗せた形で行っていくことを含めて、今総合開発委員会では議論をしていますけれども、アンケートの結果、それから今申しあげた新しいシステムを構築した上での行政評価、こういったものをまとめた形での総括という形をとっていきたいというふうに考えております。昨年4月30日に常任委員長から、総合計画の過程情報等について議会とも意見交換を実現できるようにという町長への申し入れもいただいております。そういった結果等についてしっかり議会のほうにも報告をさせていただいて、よりしっかりとした総括に基づいた新しい計画策定という形を目指していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の町民参加についてでありますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、まず1つは町民アンケートでの全町民を対象としたアンケートをやるべきだというご意見を総合開発委員会の中でまとめておりますので、まずそれで行っていきたい。前回のアンケートの継続的なアンケートということになると思いますが、取り組んでいく方向で考えていきたいと思っております。ただ、それだけではなくて、多くの町民の方が直接意見を反映できるような場というものも考えていくべきということで、総合開発委員会の中でも議論をされておまして、今年度中に開催されます総合開発委員会の中でまたそれらについて検討していく予定になっているところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、ぜひ早急に総括されて必ずや、我々も今度改選を向かえるので、だれが議員になっているかもわかりませんが、どなたがなってもやっぱり議会のほうには評価の内容については提出していただきたい。

昨年4月に出された資料に第7期総合計画における政策課題と論点というところで、おおそこういうところが論点になるのではないかというような内容で示された点が地域主権改革だとか、緑の分権改革だとか、定住自立圏云々、医療の地域包括ケアなど、重点とされるだろうなという説明で出されました。極力これありきで事が進まないように総合開発委員会に十分な審議をして、その中から絞り出した論点、課題というものを整理していただきたいというふうに思います。

それから、前にもお聞きしたかもしれませんが、総合開発委員会で案までつくるおつもりがあるかどうか、その点最後お聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 総合計画に関する総合開発委員会での審議におきましては、事務局が素案をつくって、それに基づいていいですかというようなお諮りをする形ではなくて、会議の前に委員の皆さんからシートをいろいろ出していただいたりしながら、それを事前に整理して、できるだけフリーディスカッションで委員の皆さんの意見を最大公約数的に取りまとめるという考え方、進め方をもって進行しているところであります。事務局のお仕着せになるような審議をしないという形で進めているという点で、まずご理解をいただきたいと思います。

総合開発委員会の答申といたしましては、基本的に総合計画の案、素案までつくっていただいて答申していただくというような考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 3回の質問が終わりましたので、終了いたしますけれども、総合開発委員会のほうに案をつくっていただくというのは、私はどうなのかなというふうに思います。それで、案をつくらせると、これは何ぼはい、わかりました、わかりましたといっても議会で修正するのが大変困難になる。では、議会というのは何のためにあるか。議決権を持っている議会が議決しづらくなるということが今まで何回も議論されてきてい

るところであります。案までつくらせてしまうと、職員も町民がつくったものだからという考え方になる。議会もなかなかそれに修正をかけるというのが難しくなる。この点は、私十分配慮して策定委員会の方々に議論していただきたい、これを一言申し添えて、質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて柳澤さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で暫時3時10分まで休憩にいたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り一般質問を続けます。

受け付け番号5番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） まず、1点目質問させていただきます。

高齢者の通院をスクールバス等で対応できないかでございます。近年高齢化が著しい本町では、自動車のない世帯、あるいは免許証を自主返納される方がふえております。人口が偏在し、住宅が点在している本町では、路線バスを走らせることは財政的にも無理があるかと思えます。現在福祉ハイヤー交通費助成事業により、70歳以上の高齢者には条件つきで年間24枚ないしは48枚の500円乗車券が配付されていますが、枚数不足を訴える声が多いと思えます。今後の高齢者の増加を考えれば、交通費助成を現金給付で続けることは高上がりになるのではありませんか。サービスを現物給付に切りかえ、バスより便利でタクシーよりも安い交通システムをつくる時期に差しかかっているのではないかと考えています。そこで、例えば1日に3回程度しか運行されていないスクールバスの目的外使用を可能にし、利用者からの電話予約に応じて戸口から戸口へ運行することはできませんか。あるいは、ジャンボタクシー程度の車両を町内循環させ、通院の足を確保することはできませんか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 星川議員の高齢者の通院、スクールバス等で対応できないかのご質問でございますが、柴田教育次長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 答弁申し上げます。

補助金で購入したスクールバスを目的外使用のため住民利用に供しようとするときは、承認申請等が必要となり、スクールバスを利用する児童生徒の登下校に支障がないこと、安全の面で万全を期するよう配慮されていること、交通機関のない地域等の住民に係る運行であること、市町村の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること、都道府県の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであることのすべての要件に該当した場合は認められます。ただし、処分年限期間を経過

したスクールバスを住民利用に供するときは、承認申請等を行う必要がありません。また、有償、無償にかかわらず、陸運支局との打ち合わせが必要です。さらに、有償で住民利用に供しようとするときは、住民利用に係る文部科学大臣の承認があった後に道路運輸法に基づき陸運支局から許可を受けなければなりません。以上の手続が必要です。現有のスクールバスは、処分年限期間が経過していますので、承認申請等を行う必要はありませんが、陸運支局との打ち合わせや許可が必要となります。また、児童生徒の登下校等や学校教育活動の利用に支障がないことが絶対条件となり、仮に住民利用に供するとした場合、かなり制約がされることとなりますので、住民利用に供することが可能かどうかも含めて検討してまいります。

また、ジャンボタクシー程度の車両運行による通院者の足の確保については、現状における国保病院の送迎実態、タクシー運行者の実態などを総体的に勘案しながら、独自の車両運行ができるのかどうかを検討してまいります。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、次長の答弁に再質問をさせていただきます。

今の次長の答弁の大半は、スクールバスの目的外利用にさせていただきましたが、あくまでも一つの選択肢として考えられるだけで、私はそれにこだわるわけではありません。要は高齢者が、移動の足を失った町民が今後も本町で不便のない生活を送れるようにしなければならぬと思っています。できれば先ほど言ったように電話一本で玄関先に来て、要するにダイヤモンドバス、要求バスということです。走らせる必要があるところではないかと、そういう時代に来たのではないかなど。要するに切迫しているのではないかと私は思っております。まず、町民の需要をしっかりと掘り起こすことが大切ではないかと私は思います。やはり町民アンケートなどをしっかり実施して、高齢者が困っていることを把握し、ダイヤモンドバス等を走らせるか、当分の間は今のタクシーチケットをふやすような方法をとるのか、また長期的、短期的、両方の視点を今後考えていってほしいと思います。このためには、答弁にもありましたけれども、国保病院、保健福祉課、教育委員会等々の3者で協議してもらえればなと思います。

また、あすから始まる新年度予算の時期です。これもとりあえず早急に取りかかってもらいたいとしたら、タクシーチケットの交付枚数をふやすことができないのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 地域交通に関する総合的な需要の調査、それから仕組みの改善ということにおきまして、路線バス、それから今走っているタクシー、それから病院の患者送迎、あるいは今後の可能性としてのスクールバス、こういったものなどの調整を含めて、私どものほうでまずニーズ調査と可能性に対する検討をしてまいりたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） チケットの枚数について、ちょっと答弁漏れありますので。

町長。

○町長（野邑智雄君） タクシー券の枚数の関係でありますけれども、なかなか難しい面もあろうかなと思います。ただ、町の中、それから部落の中、沿線の中、いろんなところの状況によってその枚数の数を調整をしております。そういう中で一部分のどこだけを調整するのがいいのかどうなのかというのがありますし、またこれは恒久的に続けていかなければならないものでありますから、そういう面でどういう仕組みづくりがいいのかと。言えば町民の要望の把握等も含めた中で、総合的に検討する必要性があるのかなと、こういうように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

この質問等で、私は送迎の実態とスクールバスの運行と、それと福祉ハイヤー等の状況を全部調べさせてもらいました。この中で私が言いたいのは、確かに小頓別地域までは沿線は送迎、要するに病院のワゴン車、それが週2便走っております。そして、兵安街道、そちらのほうには月曜日でしたか、週1回のみ走っております。それと、福祉ハイヤー等はここ数年、平成19年度から22年度までの実績等の利用状況を調べてみましたら、高齢者率が上がっていても今までどおり、大体利用枚数はそんなにも変わっていないという実態も調べさせてもらいました。そういった中、私たち自営業、酪農業からの要望もありまして、現在仕事に目いっぱい、家族労働目いっぱいしている中で、親が動けない。病院に行きたくてもどういう手だてもない。なかなか息子さん、嫁さんが免許は持っているのだけれども、送っていてももらえるような時間がないというようなことで、両親の親のほうで遠慮しているというのが現実でございます。その中で日に日に悪くなっていく患者さん等もいます。そういったような意味で、もう少しハイヤーのタクシーチケットの増、そして途中、途中、6カ月もしくは3カ月ぐらいでそういう実態をもう一回チェックをしながらふやしていくとか、また私の言っている玄関先まで電話一本で予約ができて迎えに来てくれる、そういったような交通システムをもっと3者、要するに考えてもらえればなと思っております。再度ですけれども、町長に伺います。こういった厳しい財政の中ですけれども、新年度予算もつけられていると思いますけれども、再度途中でよろしいですけれども、タクシーチケットを増とするつもりはないかお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、患者輸送を病院で始めた本当の趣旨は、小頓別地域の人たちが音威子府等の病院に行くのが多くて、中頓別の病院の利用頻度が物すごく少ないと。そういう意味で何とか小頓別の住民の方々が病気になったときに中頓別の病院を利用してほしいという、そういう思いからスタートをしたのが実態であります。そういうことを踏まえて、数年たった後、兵安の方々から1週間に1回でも小頓別に行っている患者輸送のバスを回してもらえない

かと、このような要望があつて、病院に話をして1週間に1回患者輸送車を回したと、これが今までの経過であります。これは、星川議員も十分承知をしているのでないかなと思います。そういう意味で本当にバスの便もだんだん不便な時間帯になってきておりますし、または農家の方々も規模拡大してそれぞれ大変忙しい時期に、お父さんやお母さんが病院に行きたい時間帯にすんなりというか、スムーズに送迎をすることがなかなか難しい状況もある、そういう話も私のほうでは聞いております。しかしながら、これは兵安ばかりでなく、藤井や、それと旭台、そういうほうも同じような環境にある世帯もあるのでないかなと思いますから、総合的に保健福祉課なり病院なり、またはまちづくり推進課なりで協議をさせた中でどういう方法論がとれるのか、そしてそれによってどのぐらいの人たちが病院等に来るための手段として確保できるのか、そういうものを総合的に調査検討をするということをやっぱりやってみる必要があるのかなと思います。そういう意味では、できるだけ早くにどういう方法論になるのかは別にして、最終的にはなかなか人を雇ったりするのは難しいなり、または車を必ず確保しなければならないことが毎週毎週できるのか、そういう面もありますから、どういう対策、方策が一番効果があつて確実性があるのかと。そういうことを調査をさせていただいて、本年度中にできるだけ早くに実現できるようなことを調査検討してまいりたい、このように思っています。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 町長の答弁ありがとうございます。できる限り早急に検討してもらいたいと思います。

それでは次に、温泉の宅配についてご質問させていただきます。ピンネシリ温泉は、厳しい経営を強いられていると認識しております。そのような状態にあつても源泉部の漏水工事が行われることで、取水量は増加、安定し、経営にプラスになるものと期待しています。高齢者世帯を中心に温泉を利用したくても利用できない住民がふえ、日帰り入浴客の減少の一因になっていると考えられます。貴重な天然資源を最大限活用し、来られない住民に福祉を届けるという意味からも、幾ばくかの料金を課してもいいですので、温泉の宅配を検討してはどうかと考え、町長のご見解をお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 温泉の宅配について、小林まちづくり推進課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 温泉の宅配についてご答弁申し上げます。

源泉水は、施設開設前に希望者が自宅等で利用した経緯がありますが、そのまま使用する場合はふろがまや浴槽を傷めてしまうという問題がありました。また、源泉水は現在沢水が少なくなっていることや導水施設の一部に漏水箇所があると思われることから、渇水期や冬期間は温泉として必要な水量ぎりぎり現在やと確保しているというような状況となっております。この問題については、来年度以降も改善に向けて取り組むこととして

おりますが、その上で宅配できるかどうかについて、町民からどれだけニーズがあるか等も調べた上で、あわせて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

この温泉の源泉部なのですけれども、昨年の秋ですか、私たち所管事務調査で現地調査したところ、漏水なのではないのかという指摘がなされまして、小林課長に聞いたら、新年度早々に工事を実施するということですので、そうなれば量が今まで以上に増すと思います。答弁の中でふろがま、浴槽を傷めるとのご答弁がありましたが、かつては源泉部まで温泉をくみに行った方々が大勢いたと私は記憶しております。そうした判断は住民個々の選択に任せ、温泉横の貯水タンクから温泉水を取り分けるような方法をとれないかどうかということをお伺いします。

それと、高齢者に入館料の割引を行っても、やはり温泉まで来られない方がふえていると思います。来れない方々がふえている中、今回自治基本条例案が出されております。その中で前文にあるように、町民福祉の推進、町民一人一人の幸せの追求がそのまま町民全体の幸せにつながるようなまちづくりを実践すべきではないでしょうか。そういったことで答弁をお願いします。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 冒頭の部分は、確かに浴槽を傷めるから宅配等できないという趣旨で申し上げたつもりではなくて、そういったことも含めて慎重にお知らせした上でということが必要かなというふうに考えたということでもあります。

温泉の設備的には、温泉横にあります貯水槽と言っておりますけれども、そこからバルブをあければ源泉の貯水されたものを取り出すことは可能であります。ただ、これは源泉から薄めて持ってきている、温泉に入れている状態のものでありますので、大体沢水と10対1になったものということになりますけれども、可能な方はそこからとりに来ていただくとかという方法は十分考えられるというふうには思います。ただ、先ほど申し上げましたように、今も冬期間本当にぎりぎりです。量にもよるのですけれども、残念ながらたくさんの希望に沿ってお分けできるような状況にはないということです。源泉部につきましては、漏水というか、管から漏れているのではなくて、かごマットで積んで集水しているのですけれども、従前設置したところの横側から出ているというようなことが昨年ちょっとわかりましたので、その部分を拡充して、源泉は今よりも確実に多く集水をしたいということ、それからあと取水のところでは沢水がいろいろ流れが変化しているので、集水槽のところ十分に確保できないというような問題、それともう一つは、導水管の中で先ほど申し上げましたような漏水というようなことが見込まれる状況でありまして、23年度以降いろんな補助事業も活用してこれらの改善をしっかりと図っていくという、そこが十分確保できますれば、ある程度余裕が生まれるのではないかと期待しております。その上で今回ご提案をいただきました温泉水の宅配等について検討させていた

だきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。先ほど来から課長が言っているように、要するに集水槽のところに原水がもっともっと入ってくれば、私は沢水が少なくても可能かなと、量的には可能でないのかなと思っております。確かに10対1、もしくはそれが8対2の割合で今来ているかとは思いますが、そのような形で集水槽にもっともっと源泉が入ってくれば町民に対しても宅配は可能だろうと私は思っておりますので、現地を再度チェックして、早急に新年度漏水工事をしてもらえればなと思っております。それができれば、課長が言ったように宅配等も検討してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて星川さんの一般質問を終了しました。

続きまして、受け付け番号6番、議席番号1番、西原さん。

○1番（西原央騎君） 私はまず、こども館の関係について、それからそや自然学校について2問質問いたしたいと思っております。

まず、1点目、こども館公設民営化など運営の方向性についてお伺いいたします。中長期行財政運営計画では、こども館は平成24年4月1日を目標に方向性を検討すると記されており、住民もこども館の運営費の8割以上を占め、6,000万円を超える人件費の軽減を行う必要性を感じています。多くの住民は、運営コストを下げるためには民営化を行った天北厚生園の事例のように民営化や公設民営化等を行う必要があると考えています。本議会では、こども館を町長部局から教育委員会へ所管がえする提案がされています。しかし、所管がえを提案する前に来年を目標としているこども館の運営の方向性を明らかにすべきと考えます。町長と教育長に、1、こども館運営の方向性、2点目としてこども館の運営コストについての考えを伺います。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 西原議員のこども館公設民営化など運営の方向性についてのご質問でございますが、1点目のこども館運営の方向性について私のほうからお答えをいたします。

こども館の運営の方向性についてですが、平成18年3月に中長期行財政運営計画策定委員会から中長期行財政運営計画に関する最終報告書の提出を受け、町では中長期行財政運営計画を策定しました。町の計画書の中の財政危機突破対策で、天北厚生園、こども館の法人化を明記しておりますが、こども館の法人化の時期についてはこだわっていないこと、収支のバランスを近づける努力をして直営での運営も考えられることと平成21年第1回定例会の一般質問で町長が答弁をしております。また、保育料の値下げにより幼児クラブから保育所に移行するなど、収支の改善に努めてきております。このような中、今回は行政改革の一端として、こども館を教育委員会の所管にかえ、幼児期からの体系的な教

育の実施を目指しながら、教育的効果を高めるものです。今後とも財源の確保に努めながら、引き続き運営の方向性を検討をしております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） こども館の運営の方向性については、今教育長から答弁したとおりでありまして、こども館の運営コストについて私からお答えをいたします。

一番近い直近の平成20年度で、財源不足は3,290万円があったところでありますけれども、23年度、来年度見込みでは1,110万円の不足にとどまる予定でありまして、3年前と比較をすると2,180万円の改善がなされるものと見込んでいるところであります。このような状況でいけばもう数年で収支のバランスがとれるところまでいくのでなかろうかなど、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再質問させていただきます。

まず、運営コストについて、改善がされてきていますが、主なものとしては幼稚園に入園する子供が交付税の対象とされていなかった、この点について改善がされ、大きく運営コストの改善につながった事実がありますが、今現在やはり人件費の高騰という部分を考えなければいけないのではないかと思います。こども館運営コストの8割が人件費です。現在6,000万円を超えています。ここで厚生労働省の賃金構造基本統計調査というものがありまして、これについて全国のさまざまな職種の平均のお給料というのが示されているのですが、平成20年度の保育士の平均年収についてですが、これについては322万5,000円という数値が示されております。この年収について多いか少ないか、よいか悪いかということについてはさまざまな意見があると思いますが、本町のこども館職員、これは単純計算で600万あるいは700万の給料があるということがわかっています。それで、保育士の給料として考えた場合、全国平均は322万5,000円ですので、全国と中頓別には大きな差があることがわかります。現状として人件費が高いのは仕方ないと思いますし、こども館の職員の皆さんが日々の業務、それから年行事などについて大変努力されていることは知っていますが、一方で今後のこども館の運営を考えた場合、中頓別は出生数が2けた、10人を割ってしまうような状況にあります。この幼児人数が減ってしまえば、幼児保育に対し入ってくる交付税措置、これについては減る一方です。入ってくるお金が減るのであれば出費を抑えていくしかない。これを考えるのが当たり前のことではないでしょうか。将来を考えれば、公設民営化などを行うことにより人件費を全国平均、これに近づけることで運営コストを抑えること、これを考える必要があります。あるいは、人件費の高騰を抑える運営を行うことによってスタッフ数をふやし、若い人や女性の雇用に道が開け、さらに充実した運営サービスを考えることも可能となるかもしれません。今回教育委員会に所管がえをするということで、教育効果が高まる、そういった論点での所管がえがあるのですが、私は町長部局であろうが、教育委員会所管であろうが、教育的効果が大きな差が生じてくるとは思っておりません。私は、こども館が教育委員会に

所管がえとなることにより、住民が望むこども館の運営改革が後退してしまうのではないかと懸念しています。来年度以降所管がかわっても運営の将来像について本腰を入れた検討がされるのか、町長に伺います。

また、所管となる教育委員会については、運営の将来像について話し合っていく、考えていく必要性が出てくると思いますが、そういったことに対してどのように取り組みをされるのか伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） お答えをいたします。

私は、子供の教育だとか保育を収支の不足だけで物事をはかるのはいかなものかなど、こういうぐあいにもともと考えています。そういう意味で収支のバランスをできるだけ近づけていくというのも一つの方策だと、これは平成21年度の一般質問に答えた趣旨がそういう意味合いであります。しかしながら、そういう中であってもこれを民営化するためにはどうしたらいいのか、または公設民営化をする場合どうしたらいいのかと、こういうような調査検討をする必要性はあると、こういうようなことでこども館の館長に、言えば近くの保育所、または幼稚園を経営しているところに行って打診をしてほしいと、こういうような指示をしてまいりました。そういう意味では、このような小さな町の保育所、または入所する児童が少ないところで、はっきり言って民間の業者が参入をしてきて、言えば保育所を運営することはなかなか難しいだろうと、こういうような結論というか、こういう話も私も調査をした職員から聞いております。そういう中で本当に民営化なり公設民営化なりをできるのかどうなのか、もしか西原議員がそういうことができるのであれば、そういう業者を連れてきてくれれば私も相談に乗りたいと、こういうぐあいに思います。そういう中で私は、やはりそういう中であっても収支の不足を大きくしていくということにはなかなか抵抗を感じますから、できるだけ合理化を図っていきながら、子供が少なくなってくることによって合同保育なりをしながら、職員の配置転換をしたり、または退職をした職員については補充をしないだとか、そういう対策をしながら、これからもこども館というか、認定こども園を継続をしていきたい。最終的には、民営化、公設民営化、または直営、いろんな方法論があるかと思いますが、検討はこれからもしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 運営の将来像についてでございますが、その前に所管がえしなくてもできるのではないかとというご質問でございます。それは、確かにそうではございません。しかし、同じ組織として統一することによって教育委員会が核となりながら、こども園から小学校へと、それから小学校から中学校へとといった一貫した教育の流れが構築しやすいということが前提となっております。そして、教育効果でございますが、幼児期からの体系的な教育を目指しながら、教育効果を高める。これには、連携から接続へと展開する過程をお互いに共有をしながら、組織的、計画的に取り組むことができる体制づくりが

必要になるのではないかと考えております。それには、まず行事だとか事業、それから研究会、それからいろんな交流をしながら、連携をし、そして接続を見通した教育課程の編成、それから実施に向けた取り組みをしていかなければならないと考えているところです。接続には、教育の目的、目標、それから教育課程、そして教育活動の順に展開を3段階構造でとらえる必要があると幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議で報告をされているところでもあります。それで、常任委員会の中でも指摘を受けたところでございますが、早急にまずいたすことは、目指す方向性を示す指針、これを立ち上げ、共通の理解のもとで互いに研究をしながら、こども園では小学校生活につながる保育、それから教育活動をし、小学校ではこども園での経験を生かした指導の工夫がされるような教育課程が編成され、教育活動の実践へとつながることにより入学時の段差を滑らかにし、またその後の学校での教育活動が生かされるものだと考えているところでございます。そして、今指針についての立ち上げの準備を進めているところです。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、教育長今答弁いただきましたが、私教育的効果のどうのこうのという部分については今回質問をしていません。教育委員会として、所管を預かる者として、将来の運営像、運営の形態について考えてくる必要も話し合ってくる必要も出てくるのではないかと、そういうのを教育委員会として話し合う機会を設ける必要があるのではないのでしょうかということについて伺っております。

それから、町長の答弁に対してですが、まず確かに私が引き受けてくれるような施設や業者、連れてくることはできません。私もそういうノウハウはありませんし、力もありません。ですが、町としてこういう像があるので、どう、できませんかと、そういった像を示すことがまず第一なのではないでしょうか。その像がないのに民営化してくる業者がないだろうということであれば、何の改革の一步にもならないのではないかと思います。まず、町として本当に幾つか将来像を考えて、住民に対してははっきりと示す必要があるのではないのでしょうか。町長、21年第1回定例会で答弁されています。この答弁書にあるように、こども館の法人化の時期についてはこだわっていないと。また、収支のバランスを近づけるように努力をして、直営での運営も考えられることとありますが、これが町の将来像として最善であるということもはっきり示してはいないと思います。町のこども館の将来像としてこういう形がある、あるいは直営の形がある、あるいは公設民営であればこういう形が考えられる、そういった具体案をしっかりと示す必要があるのではないのでしょうか。こども館から町長の指示で調査を行ったというようなことで、所管事務調査の中で3枚の資料をいただいております。ですが、これ8月21日に稚内市の幼稚園について1件視察を行い、そこの園長から直営に対してこういった感想やコメントをいただいたというような資料のみです。これを示すのみで町の方向性を考えているというのは、町長余りにも無責任だと思います。リーダーとしていろんな可能性を町民に示す、その上で直営で

あるということであれば住民も納得してくれると思いますが、この資料だけをもとに考えているというのであれば、私がほかの地域から持ってこれない実力不足は感じますが、それ以上に町長のしっかりとした責務を果たしていないのではないかと感じます。町長、もう一度伺います。しっかりとした本腰を入れた可能性について検討される気があるのかどうか伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

私は、平成21年のときもお話ししたとおり、言えば収支のバランスを近づける努力をして直営の運営も考えられるよと、そういうようなお話をさせていただきました。そういう意味合いで、毎年毎年コストの削減に私は努力をしてきたつもりであります。こういう民営化することによって、先ほど西原議員が全国平均の保育士の人件費をお話ありましたけれども、都会では本当に公務員と違って待遇は非常に悪い。低いというのですか、そういう状況であります。なかなか中頓別町では、直営でありますから、公務員として採用して公務員と同じ給与体系を使っていますから、600万前後になろうかなと思います。そういう中でその分の人件費がかかっている分だけ子供たちに厚い保育をしてもらったり、教育をしてもらったりしているのではないかなと、私はこのように理解をしております。何回も申し上げますけれども、今私の考え方では、言えばコストの削減を図りながら直営で進んでいこうと、こういうような考えを持って平成23年度までできていると、こういうことであります。公設民営化をやることによって今の子供たちに与える、例えば教育のサービスの問題、そういうものが本当に継続できるのかどうなのか。それから、もう一つは、公設民営化という形で民営化をしてくれる人たちが、事業所が出るのかどうなのかと。かかる経費に管理委託、指定管理料として今の現状と近いだけの経費が恐らく要求されるのではないかなと私は思います。しかしながら、公設民営化でそういう認定こども園のような施設を受けてくれるところが本当に安い金額であるのかどうなのかと。そういうものの調査を試みる必要性はあるのかなと思います。そういう意味で私は、今現在公設民営化にする、民営化にする、そういう答弁はなかなかお答えできませんけれども、しかしながら調査をしてみると、こういうようなことでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 所管がえが運営改革の後退にならないように、私も住民と一緒に見守っていきたいと思います。

続きまして、そうや自然学校についての質問をいたします。そうや自然学校に責任者となる人材を配置すべきという1点について伺います。1年前の私の一般質問に対し、町は今後は都市との交流に力を入れたい。担い手となる人材については専門性を有する人材が望ましいが、現在いる人材の育成を基本に、足りないところは地域住民の皆さんのご協力をいただいて補っていききたいと。国立や道立の自然学校や青少年研修村等が利用頻度が少なくて廃止の状況にある。そのような中、ほかの地域と比較して特色のある施設として運

営をしていかなければ、間違いなく利用頻度は上がらない等と回答されています。そうや自然学校の23年度の計画では、子供の教育が中心に位置づけされており、また3年間かわった道教委からの派遣職員と観光協会所属職員が3月をもって退職されると聞いています。そうや自然学校は、運営方針のぐらつきや活動の低下が著しく感じられます。そうや自然学校が継続性ある運営を行うために、運営の責任者を現場、そうや自然学校に配置すべきではないでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） そうや自然学校に責任者となる人材を配置すべきの質問につきまして、小林まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） そうや自然学校の関係につきまして私からご答弁を申し上げたいと思います。

来年度のそうや自然学校は、これまでと同じく職員3名体制を維持し、子供体験活動を中心にこれまで積み上げてきた実績を踏まえ、継続的に事業を展開するとともに、さらに交流拡大に向けツーリズム事業などの分野を発展させていくための努力を重ねていきたいというふうに考えております。現場に配置する職員の体制については、4月までに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再質問いたします。

まず、昨年度もそうだったのですが、そうや自然学校、4月からです。もうあと2週間とちょっとになりますが、その後の人材も決まっていないという状態が2年間続いている状況にあります。非常に危機的な状況なのではないかと感じます。私は、学校長あるいは責任者というものをそうや自然学校に配置する必要性を感じています。そうや自然学校の未来像、ビジョンです。これを描ける人材の雇用がなければ、そうや自然学校活動の活性化はあり得ないと思っています。継続性のある運営をするためにも、毎年いなくなってしまうスタッフ、そこに継続性を期待するのではなく、きちんとした雇用で責任のある仕事をしてもらう人、そういった人が不可欠なのではないかと考えます。

現在そうや自然学校の学校長は教育長となっていますが、学校長である教育長に伺いたいと思います。先ほどの答弁に交流拡大に向けツーリズム事業などの分野を発展させていくとありますが、これ教育委員会の事業として取り組めるようなものなのでしょうか。学校長である教育長、この点について具体的にどのようなビジョンをお持ちなのか伺いたいと思います。

また、もう一点、人材についてなのですが、今年度の春、1年前に一人のスタッフが自然学校から離れ、活動の低下が著しく、本当に企画が回らない状況がありました。来年度、この春からまた現場のスタッフ3名中2名が退職等で離れ、自然学校に残るのは昨年秋に加わった大学を卒業したばかりの若いスタッフ1名となります。このような状況で本当に

継続性のある事業が行えるのでしょうか。

2点目については、継続性のある運営のためにといったことでお伺いしますが、まず敏音知を初めとする地域の皆さん、またそうや自然学校を応援しようという住民の皆さんは、今後どのような応援をするべきなのか非常に悩んでいます。何が自分たちにできるのかと。人がいなくなる場所において、自分たちの継続性ある地域の発展事業、何をすべきなのか、何ができるのか、非常に当惑されています。そんな中で自然学校に責任のある人材を継続性を保つためにも配置するべきではないかと考えますが、またそういったことを考える時期、3年間の運営を行って、人材がいなければできない、そういった答えが見えてきている時期なのではないかと思っておりますので、このことについてどのように考えがあるのか伺います。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） まず、1点目のツーリズムをどう取り込めるかというご質問でございますけれども、先ほどから出ております子供の教育、これが中心的に位置づけられているというお話でございます。これは、従前からの5つの柱でやってきているわけでございますが、今年度、23年度の計画書でもそう大きく変わるものではないと感じておるところでございます。その中で子供を中心に置いたという中身につきましても、子供さんが多く来ることにより大人の方も大勢参加をしていただいて、多くの人を呼び込めるといった趣旨もあるというような中身も聞いているところでございます。それで、ツーリズムの関係ですが、直接教育委員会としてはツーリズムの部分にかかわっていくのは難しいのかなと感じているところです。それで、教育委員会としては、子供の教育、それから人材育成ネットワーク化といった各関係部署と仕事の割り振りをしているところでありますので、その2点ほどにかかわって、そしてまちづくり推進課と一緒に推進していこうという考えであります。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご質問にありますように、中心となる、中核となるスキルを持った責任者なり校長というような立場であることが一つの自然学校を発展させていく形態であるということについてはよく理解できる場所でございますけれども、本町の自然学校におきましては、地域にいるさまざまな人たちの力を合わせてそういう自然学校をつくっていこうというところから出発しているところであり、残念ながらスタッフは3年前にかかわった職員が来年度の冒頭にはだれもいなくなるというような、ちょっと目まぐるしい入れかわりというような状況になっていることは確かでございますけれども、自然学校をどういうふうにして運営していくかということについては、もともとこの地域の皆さんの中で議論をして立ち上げてきたものだというふうにご覧いただき、そこに関して将来においてもぶれることはないのではないかというのが私の認識であります。そういう中で正直どういうふうになっていくかということについては、厳しい見直しを持っていないわけではございませんけれども、改めて地域の皆さんのお力をかりるといふか、

一緒になって自然学校をつくっていくという考え方で今後も運営に当たっていく、それが基本ではないかというふうに思っております。先ほど言いましたように、4月の体制についてはもうしばらくの時間の中で町長に決定をいただくように考えておりますけれども、今段階ではいかなるスタッフ配置になっても従来やってきた自然学校の基本的な考え方を踏まえて、今後も活動できるように図っていきたいというふうに考えています。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、最後に質問をさせていただきますが、地域の議論で成り立ってきたと、そのような答弁がありました。今地域の議論として、話として、意見として1つあるのがやはり現場に責任者がいなければいけないだろう、それが地域の一つの大きな意見になってきています。一度も行事に顔を出してくれない教育長が学校長であっては何の方針も生まれてこない、それが地域の意見です。厳しい言い方になりましたが、これは事実ですので、しょうがないと思います。地域としては、本腰を入れてそうや自然学校を成り立たせたいと思っています。その地域が今考えているのは、人材というものの大切さです。責任のある仕事をしてくれる人材を何とかしてくれないか、これが地域の声。この1点にまとまるのではないかと思います。3年間運営して、4月からの運営の形も見えない状況にある。これやはり人材が、継続性のある人材です、それが育っていない何よりのあかしではないかと思います。人材について改めて町長のお考えを伺って、最後の質問にしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

そうや自然学校の職員の関係でありますけれども、私どもがグループ制を配置をいたしまして、グループ制の中の職員の配置についてはそれぞれの所属長に権限を委任しておりますから、私は小林課長に職員の中から1人そうや自然学校に配置をしたらどうかと、こういうようなことで考えを求めているところであります。特に新年度は宗谷総合振興局から1名職員が配置されますから、それはまちづくり推進課に配置をすると、こういうことに担当課長に話しております。そういう中でグループ制の中から1人職員を配置したらどうかと、こういうようなことで担当課長に検討するように指示しておりますから、そういう面で1名が配置されるのでなかろうかなと、こういうような認識を持っています。

また、今田舎で働き隊ということで募集をしております。今月中に採用を決めて、そして配置をすると、こういうようなことで3名体制をとれるのではないかなと、こういう認識を持っているということでご理解をいただければと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○町長（野邑智雄君） 地域おこし協力隊であります。失礼しました。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 職員の配置だけではなく、人材の雇用というものについて本腰を入れた検討をしていただきたいと思うのですが、この点については地域の敏音知を初めと

するそうや自然学校の応援団の一員として、私も今後も町のほうに強く訴えていきたいと思いをします。

それでは、終わります。

○議長（石神忠信君） これにて西原さんの一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時08分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時08分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員